

薬生食輸発0601第1号
平成30年6月1日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産養殖活鰻の検査命令免除対象養殖場リストの更新)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号（最終改正：平成30年5月30日付け薬生食輸発0530第4号）にて通知したところです。

今般、中国政府から対日輸出養殖活鰻の養殖場リストを更新した旨の連絡があったことから、同通知の別表27を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

なお、本日以降に輸入届出される中国産養殖活鰻のうち、本年5月31日までに発行された中国政府のオキシリニック酸に係る証明書が添付されているものにあつては、従前の養殖場リストを適用しても差し支えないこととします。